

Check!

特定創業支援等事業フロー



【対象者】

- ・創業希望者
- ・創業後5年未満の事業者

01

創業セミナーを受講しよう!!

商工会議所で年に4回開催する創業セミナーを受講し、創業に向けた必要な知識を習得しましょう。創業セミナーでは、「経営・財務・人材育成・販路開拓」の分野について学びます。

※ 例年10月～12月に開催します

02

特定創業支援等事業の証明を受けよう!!

創業セミナーを全4回受講して知識を習得したと判断できる者に対し、「特定創業支援等事業」の証明書を市が発行します

03

特定創業支援等事業の証明を受けると、さまざまな支援を受けることができます!!

【空き建物の改装費の補助】(商店街店舗整備事業補助金)

空き建物を活用し内装や正面外壁の改装を行って、市内で創業・出店する事業者を支援します(市の商業地域・近隣商業地域に出店する場合のみ可)。

○補助額: 100分の30以内

→特定創業支援等事業の証明を受けると…100分の50以内にUPします!!

※ 限度額200万円

【創業補助金】

特定創業支援等事業の証明を受けた創業者・創業後5年未満の事業者が、販路拡大および売上拡大のための事業を実施した際の費用を助成します。

○補助額: 100分の70以内 ※ 限度額30万円

【その他の支援メニュー】

○法人登記にかかる登録免許税の軽減 (0.7%→0.35%)

○北海道信用保証協会の保証要件緩和(創業関連保証を事業開始の6か月前から利用可能)

○日本政策金融公庫の融資要件緩和(自己資金要件の充足、新規開業資金の貸付利率の引き下げ対象)

★お問い合わせ: 砂川市 経済部 商工労働観光課 商工振興係
☎ 0125-74-8382(直通) MAIL: s-shinko@city.sunagawa.lg.jp

